

第2期中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 67) (大学名) 徳島大学

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標 徳島大学は、「自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献する。」ことを使命としている。</p> <p>本学は、理系を中心とする多岐分野が集積した大学としての強みを活かし、高度な研究活動を基盤として「進取の気風」を育む教育と地域の目線に立った社会貢献を基軸にその社会的使命の達成を目指すものである。</p> <p>■教育 「進取の気風」を育む能動的学习とキャリア教育の推進、教育の質の向上を図り、多様な個性を尊重し高度な専門的能力を培う教育環境を構築する。</p> <p>■研究 自由な発想を尊重した独創的な研究の推進及び社会的要請の強い課題を解決するため、健康生命科学、社会技術科学を中心とし、国際社会で高く評価される研究成果を発信できる拠点の形成と研究支援体制の強化を行う。</p> <p>■社会貢献 まちづくりの視点からの地域再生・活性化の推進、地域ニーズに対応した教育機会の提供及び海外ネットワークの起点を構築・強化する。</p> <p>■医療 地域医療の中核を担う機関として、生きる力を育む医療の実践と良質な医療人育成を中心とした諸機能を充実させる。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、教育部及び共同利用・共同研究拠点を置く。</p>	

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 教育に関する目標	1 教育に関する目標を達成するための措置
(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標	(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置
<ul style="list-style-type: none"> ○ 初年次教育では、学士力の基盤を形成する総合的教養と汎用的技能を身につけるとともに、創造性を育む教育を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 全学共通教育では、学士力の基盤を形成する総合的な教養を身につけるための科目群を一層充実させるとともに、創造性を育む教育を実践するために授業内容・形式等に応じた能動的学習を押し進める。 ② 学部・学科のカリキュラムに、各分野で必要となる汎用的技能(コミュニケーション・スキル、情報リテラシー、論理的思考力等)を身につける科目を組み入れる。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学士課程教育では、専門能力を身につけ、進取の気風に富む人材を育成するため、キャリアデザインを含む専門基礎教育を充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 体験・参加型学習や課題解決・探究型学習等を通じて学生に能動的な学習方法を習得させる。 ② インターンシップやキャリアデザイン（進路設計）等に関連した科目により、知識や技能が社会で果たす役割等について学習させる。 ③ T A等を積極的に活用し、双方向型学習や少人数指導を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学院教育では、教育内容の改善と多様化を図るとともに、国際化を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 複数教員によるクラスター指導制や教育部を越えた共通科目の導入等により、幅広い教育内容と学習環境を構築する。 ② 英語コースやダブルディグリープログラム等の充実に積極的に取り組み、国際的に活躍できる人材を育成する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ アドミッションポリシーを明示した入試を行うとともに、高大接続教育を充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① アドミッションポリシーを見直し、明確にする。 ② 入学前学習や補習教育等を強化する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学位の信頼性と質の向上を推進する。 	<p>カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを定め、学位授与への教育プロセスを明確にし、社会や学生からのニーズにも対応できる教育内容とする。</p>
(2) 教育の実施体制等に関する目標	(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学部、大学院において、人材養成目的に適応した教育実施体制等の整備を図る。 	<p>人材養成目的に応じた柔軟な定員の見直しや学科・専攻を横断した教育プログラムの編成に取り組む。 特に、歯学部歯学科の入学定員の適正化に積極的に取り組む。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生の修学意欲を高め、教育の質の向上を推進するため、教職員の職能開発としてのFD及びSDを推進する。 	<p>FD及びSDの推進のため、PDCAサイクルを整備するとともに、他大学と連携し、ファシリテーター等の人材育成を行う。</p>
(3) 学生への支援に関する目標	(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生の立場に立ち、学生の人間的成长を図り、自立を促す教育支援、生活支援及び就職支援を充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 学生及び教員への実態調査及び学長と学生との懇談会等を行い、学生のニーズを的確に把握する。 ② 学生ニーズに迅速に対応するため、情報通信技術（ICT）を有効に活用する。 ③ 学生支援センター（学生生活支援室、就職支援室、学生相談室）と保健管理センターとの連携・協力を強化する。 ④ 学生の立場に立った支援体制を確立するため、学生と教職員による合同研修会を実施する。
2 研究に関する目標	2 研究に関する目標を達成するための措置
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 世界的水準の基礎研究と応用研究及び特色ある研究を推進し、研究成果を社会に還元する。

- ① 研究分野を健康生命科学、社会技術科学、地域科学に特化するとともに強化する。
- ② 研究成果の社会還元のため、特色ある産学官連携研究システムを構築し、活用する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

- 世界的水準の研究拠点及び若手研究者等を中心とする未来発達型研究拠点等の形成のため、研究体制を整備する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 國際的に卓越した研究及び特色ある研究を推進する組織を設置する。
- ② 大型競争的研究資金等を獲得するプロジェクトチームを戦略的に組織する。
- ③ 他大学や他研究機関との連携により、共同利用・共同研究体制の機能を向上させる。
- ④ 優秀な研究者を採用するとともに優れた若手研究者・女性研究者・外国人研究者を育成する。

- 研究支援のため、研究環境の整備を行う。

- ① 学長裁量により経費、ポスト、スペース等の重点配分を充実する。
- ② 共同研究及び受託研究の支援体制を充実する。
- ③ 大型プロジェクト研究等の推進のため、研究施設・機器の共同利用体制を充実する。

- 研究の質の向上を図るため、研究評価等を行う。

全学的な各種プロジェクト研究及び各部局における研究を評価し、インセンティブシステムを構築する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- まちづくりの視点から地域再生・活性化を組織的に推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

地域 I C T 化の推進、地域資源の活用、地域マネジメント研究、地域連携教育、地域防災を自治体、N P O 及び企業等と連携して実施する。

- 地域社会においてニーズの高い生涯学習を推進する。

健康・福祉・文化など地域社会に貢献できる生涯学習プログラムを開発・実施する。

(2) 国際化に関する目標

- 優秀な外国人留学生の確保、日本人学生等の海外派遣などにより、大学の国際化を推進する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ① 英語での教育と日本語教育の充実、R A雇用等の経済的支援の拡充など、大学の国際化の体制整備等を行う。
- ② 海外拠点校との連携を強化する。
- ③ 卒業（修了）留学生を中心とした大学を支援する組織の構築と連携を行う。

(3) 附属病院に関する目標

- 質の高い医療と医療環境を提供するための実施体制の充実、医療サービスの標準化及び効率化を推進する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- ① 需要の高い診療部門の充実及び設置を行う。
- ② 医科診療と歯科診療の連携を強化する。
- ③ 病院関係各部門間の協力体制の構築と円滑な運営、構成員のスキルアップにより、チーム医療を充実させ、良質な医療、医療情報、安全な医療環境を患者、地域住民、医療関係者に提供する。
- ④ 取得済み第三者評価の認定、認証等の更新、各評価毎に構築している仕組みを共通化することによる業務の効率化を実施する。

- 高い倫理観を備えた良質な医療人を確保するため、教育実施体制の充実を行う。

- ① 良質な医療人教育の実施体制を充実させるため、卒後臨床研修センター及び看護教育支援室を統合・発展させ、卒前、卒後及び専門医等の教育まで一

	<p>貫して担当する組織を設立する。</p> <p>② 研修医等を確保するための施策を検討し、実施する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高度な医療技術の開発、導入を推進する。 ○ 地域医療機関と連携し、地域医療に貢献する。 	<p>新しい診断法・治療法の開発・導入を支援する体制を強化する。</p> <p>① 隣接する徳島県立中央病院との連携（総合メディカルゾーン構想）を強化する。</p> <p>② がん診療連携センターの充実及び糖尿病対策センターにおける糖尿病に関する疫学的研究を実施する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 継続的・安定的な病院運営を推進するため、管理運営体制の充実と財務内容の継続的な改善に取り組む。 	<p>① 院内認定制度の充実等により、リスク管理及び感染対策の強化を行う。</p> <p>② 経営指標等を活用し、効果的な增收計画及び経費の削減計画を策定し、実施する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 質の高い医療の提供及び患者サービスの向上のため、施設、設備の整備及び効率的活用並びに医療環境の改善を推進する。 	<p>① 病院再開発整備計画に基づく整備を着実に行う。</p> <p>② 病院施設の有効活用を行う。</p>
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 組織運営の改善に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育研究の質の向上を推進するため、学長のリーダーシップの下、社会のニーズ等に対応し、機動的な組織運営を行う。 ○ 個性ある教育及び研究等を実現するため、学長のリーダーシップによる重点経費等を確保し、事業支援を強化する。 ○ 大学の理念、基本構想を実現させる優秀な教職員を確保する。 ○ 徳島大学の理念達成に向け、教職員を育成する。 ○ 大学運営に資するため、同窓会組織との連携を強化する。 	II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 <ul style="list-style-type: none"> ① 社会ニーズ等に対応するため、経営協議会の活用を更に活性化する。 ② 機動的な組織運営を行うため、教育研究の動向を踏まえ、大学運営方針の徹底と柔軟な教育研究組織の整備を行う。 <p>学長が中期目標を達成するため、資源の集中配分等実効性を踏まえた取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 優秀な教職員を確保するため、人事構想の構築、給与体系改革を含め、雇用方法の多様化等を行う。 ② 教職員の個性と能力を十分に發揮させるため、男女共同参画を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 教員は、多様な研修プログラム（F D等）により、教育力及び研究力等を向上させる。 ② 事務職員等は、教職協働の推進、専門的知識・技能習得等を目的とした研修（S D等）により、業務の質の向上と職場の活性化を行う。 <p>同窓会組織と大学との連携システムを構築する。</p>
2 事務等の効率化・合理化に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> ○ 活気ある事務機能を念頭においていた事務等の効率化・合理化を推進する。 	2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 <ul style="list-style-type: none"> 事務組織を業務量、業務内容に応じた適正な人員配置、組織に見直すとともに、事務情報化等の業務改善により、業務の効率化・合理化を行う。
III 財務内容の改善に関する目標 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育研究をより一層充実させるため、戦略的に外部資金の獲得と自己収入の增收を行う。 	III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 <ul style="list-style-type: none"> 外部資金及び自己収入を獲得する戦略的なマネジメントと体制を整備する。
2 経費の抑制に関する目標 (1) 人件費の削減に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」 	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 (1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置 <ul style="list-style-type: none"> 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成

<p>(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>	<p>18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>
<p>(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理業務の見直しを行い、管理的経費を抑制するとともに、契約事務の適正化を図る。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営改善の視点に立ち、大学が保有する資産の効果的・効率的運用を行う。 ○ 学内資源を一元的に管理し、効果的な資源配分を行う。 	<p>(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 管理的経費に関する契約方法等の見直し及びエネルギー消費量の削減を行い、経費の抑制を行う。 ② 契約内容を検証し、契約事務の適正化を行い、競争性を確保する。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>大学の保有する資産（資金、施設等）の運用管理状況を定期的に検証し、改善を行う。</p> <p>全学的な視点を持ち、財務情報に基づいた分析を行い、資源配分に活用する。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学評価を大学運営改善に役立てるとともに、評価業務の効率化を図る。 <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本学の活動を広く社会に公開するため、大学情報を積極的に発信する。 ○ 情報管理の徹底を図るため、情報セキュリティを高める。 	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 評価情報を徳島大学教育・研究者情報データベース（EDB）に蓄積し、法人（組織）運営に活用する。 ② 評価業務の効率化を図るために、学内の情報流通基盤等を整備する。 <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>大学情報を積極的に公開、提供するため、ステークホルダー等のニーズに合った情報を定期的に発信するシステムを構築する。</p> <p>情報セキュリティの教育プログラムを整備し、情報セキュリティの監査の質を向上させる。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設・設備の計画的な維持管理、有効かつ効率的な運用を図る。 ○ 施設及びキャンパス環境を重点的に整備するとともに施設マネジメントを推進する。 <p>2 安全管理に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全、安心な環境づくりのため、安全衛生管理の徹底を図る。 	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 共用施設の有効利用を図るため、使用状況を把握・評価するシステムを確立する。 ② 設備の有効利用を図るため、汎用性の高い設備を共用化する。 <p>① 老朽化、バリアフリー化等の観点とともに、特色ある教育・研究及び先端医療に対応したキャンパス環境の改善整備を行う。</p> <p>② 施設の点検評価を実施し、施設の有効活用とプロジェクト型研究のための共用スペースや大学院生のためのスペースを創出する。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 安全衛生スタッフの能力向上と職員、学生の安全衛生に対する意識向上を行う。 ② 職員・学生の「心の健康」の保持・増進に重点を置いた取り組みを行う。

- リスクマネジメント体制等を充実する。

3 法令遵守に関する目標

- 適正な法人運営を行うため、関係法令及び規則等の遵守の徹底と妥当性の確保を図る。

予防的観点に着目したリスクマネジメント体制等を構築する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ① 法令及び規則等の遵守に関するシステム等を整備するとともに、規則等と運用との実態を検証し、改善する。
- ② 業務の妥当性、効率性を確保するため、業務処理体制の検証と内部監査機能等を充実する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画 別紙参照）

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
35億円

- 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1 重要な財産を譲渡する計画
・なし

- 2 重要な財産を担保に供する計画

・附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
総合実験研究棟改修 (生命科学), 総合研究棟(総合科学系)	総額 1,156	施設整備費補助金 (791) 長期借入金 (95)

免疫血清RI統合システム
小規模改修

国立大学財務・経営センター施設費補助金
(270)

注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

注2) 小規模改修について、平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

- 優秀な教職員を確保するため、人事構想の構築、給与体系改革を含め、雇用方法の多様化等を行う。
- 教職員の個性と能力を十分に發揮させるため、男女共同参画を推進する。
- 教員は、多様な研修プログラム（FD等）により、教育力及び研究力等を向上させる。
- 事務職員等は、教職協働の推進、専門的知識・技能習得等を目的とした研修（SD等）により、業務の質の向上と職場の活性化を行う。
- 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

（参考） 中期目標期間中の人件費総額見込み106, 185百万円
(退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (国立大学 財務・経営 センター)	2,192	2,185	2,220	1,990	1,861	1,557	12,005	14,295	26,300

注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることがある。

4 積立金の用途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ① 高精度放射線治療システム導入経費に係る施設整備費の一部
 - ② 生命科学総合実験研究棟改修工事に係る施設整備費の一部
 - ③ その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

中期目標		中期計画	
別表1 (学部、教育部)		別表 (収容定員)	
学部 総合科学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部		総合科学部 1,060人 医学部 1,325人 (うち医師養成に係る分野 597人) 歯学部 345人 (うち歯科医師養成に係る分野 285人) 薬学部 360人 工学部 2,500人	
教育部 総合科学教育部 医科学教育部 口腔科学教育部 薬科学教育部 栄養生命科学教育部 保健科学教育部 先端技術科学教育部		平成22年度 総合科学教育部 102人 (うち修士課程 94人) (博士課程 8人) 医科学教育部 273人 (うち修士課程 30人) (博士課程 243人) 口腔科学教育部 96人 (うち博士課程 96人) 薬科学教育部 164人 (うち修士課程 98人) (博士課程 66人) 栄養生命科学教育部 77人 (うち修士課程 44人) (博士課程 33人) 保健科学教育部 48人 (うち修士課程 33人) (博士課程 15人) 先端技術科学教育部 815人 (うち修士課程 656人) (博士課程 159人)	
別表2 (共同利用・共同研究拠点)		疾患酵素学研究センター 総合科学部 1,060人 医学部 1,342人 (うち医師養成に係る分野 614人)	

	歯 学 部	3 3 5 人
	(うち歯科医師養成に係る分野	2 7 5 人)
	薬 学 部	4 0 0 人
	工 学 部	2, 5 0 0 人
平 成 23 年 度	総合科学教育部	1 0 6 人
	(うち修士課程	9 4 人)
	博士課程	1 2 人
	医 科 学 教 育 部	2 5 0 人
	(うち修士課程	2 0 人)
	博士課程	2 3 0 人
	口 腔 科 学 教 育 部	8 8 人
	(うち博士課程	8 8 人)
	薬 科 学 教 育 部	1 3 6 人
	(うち修士課程	7 0 人)
	博士課程	6 6 人
	栄養生命科学教育部	7 4 人
	(うち修士課程	4 4 人)
	博士課程	3 0 人
	保 健 科 学 教 育 部	5 3 人
	(うち修士課程	3 8 人)
	博士課程	1 5 人
	先端技術科学教育部	8 1 5 人
	(うち修士課程	6 5 6 人)
	博士課程	1 5 9 人
	総合科学部	1, 0 6 0 人
	医 学 部	1, 3 5 9 人
	(うち医師養成に係る分野	6 3 1 人)
	歯 学 部	3 2 5 人
	(うち歯科医師養成に係る分野	2 6 5 人)
	薬 学 部	4 0 0 人
	工 学 部	2, 5 0 0 人
	総合科学教育部	1 0 6 人
	(うち修士課程	9 4 人)
	博士課程	1 2 人

平成 24 年 度	医 科 学 教 育 部	2 3 7 人
	(うち修士課程	2 0 人)
	博士課程	2 1 7 人)
	口 腔 科 学 教 育 部	8 0 人
	(うち博士課程	8 0 人)
	藥 科 学 教 育 部	1 3 6 人
	(うち修士課程	7 0 人)
	博士課程	6 6 人)
平成 25 年 度	栄養生命科学教育部	7 1 人
	(うち修士課程	4 4 人)
	博士課程	2 7 人)
	保 健 科 学 教 育 部	5 3 人
	(うち修士課程	3 8 人)
	博士課程	1 5 人)
	先端技術科学教育部	8 1 5 人
	(うち修士課程	6 5 6 人)
	博士課程	1 5 9 人)
<hr/>		
総合科学部		
医 学 部		
(うち医師養成に係る分野		
歯 学 部		
(うち歯科医師養成に係る分野		
薬 学 部		
工 学 部		
<hr/>		
総合科学教育部		
(うち修士課程		
博士課程		
医 科 学 教 育 部		
(うち修士課程		
博士課程		
口 腔 科 学 教 育 部		
(うち博士課程		
薬 科 学 教 育 部		
(うち修士課程		
博士課程		

		栄養生命科学教育部	71人
		(うち修士課程	44人)
		博士課程	27人
		保健科学教育部	53人
		(うち修士課程	38人)
		博士課程	15人
		先端技术科学教育部	815人
		(うち修士課程	656人)
		博士課程	159人
		総合科学部	1,060人
		医学部	1,393人
		(うち医師養成に係る分野	665人)
		歯学部	325人
		(うち歯科医師養成に係る分野	265人)
		薬学部	400人
		工学部	2,500人
		総合科学教育部	106人
		(うち修士課程	94人)
		博士課程	12人
平	成	医科学教育部	224人
26	年	(うち修士課程	20人)
	度	博士課程	204人
		口腔科学教育部	72人
		(うち博士課程	72人)
		薬科学教育部	136人
		(うち修士課程	70人)
		博士課程	66人
		栄養生命科学教育部	71人
		(うち修士課程	44人)
		博士課程	27人
		保健科学教育部	53人
		(うち修士課程	38人)
		博士課程	15人
		先端技术科学教育部	815人
		(うち修士課程	656人)
		博士課程	159人

		総合科学部	1, 060人	
		医 学 部	1, 400人	
		(うち医師養成に係る分野)	672人)	
		歯 学 部	325人	
		(うち歯科医師養成に係る分野)	265人)	
		薬 学 部	400人	
		工 学 部	2, 500人	
		総合科学教育部	106人	
平 成 27 年 度		(うち修士課程	94人)	
		博士課程	12人	
	医 科 学 教 育 部	224人		
		(うち修士課程	20人)	
		博士課程	204人	
	口 腔 科 学 教 育 部	72人		
		(うち博士課程	72人)	
	薬 科 学 教 育 部	136人		
		(うち修士課程	70人)	
		博士課程	66人	
	栄養生命科学教育部	71人		
		(うち修士課程	44人)	
		博士課程	27人	
	保 健 科 学 教 育 部	53人		
		(うち修士課程	38人)	
		博士課程	15人	
	先端技術科学教育部	815人		
		(うち修士課程	656人)	
		博士課程	159人	

(別紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

大学等名 徳島大学

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	81,045
施設整備費補助金	791
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	270
自己収入	125,022
授業料及び入学料検定料収入	25,970
附属病院収入	98,160
財産処分収入	0
雑収入	892
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	11,579
長期借入金収入	95
計	218,802
支出	
業務費	190,324
教育研究経費	102,945
診療経費	87,379
施設整備費	1,156
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	11,579

長期借入金償還金		15,743
計		218,802

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 106,185百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人徳島大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F（y-1）は直前の事業年度におけるF（y）。

- ・ 学部及び大学院の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

IV [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。 $L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y) + D(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \\ \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y) : 教育研究等基幹経費(①)を対象。

F(y) : その他教育研究経費(②)を対象。

G(y) : 基準学生納付金収入(③)、その他収入(④)を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 每事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H(y) : 特別経費(⑤)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 每事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = I(y)}$$

I(y) : 特殊要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するため必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 每事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{D(y) = [J(y) + K(y)] - L(y)}$$

$$(1) J(y) = J(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) K(y) = K(y)$$

$$(3) L(y) = L(y-1) \pm W(y)$$

J(y) : 一般診療経費(⑦)を対象。

K(y) : 債務償還経費(⑧)を対象。

L(y) : 附属病院収入(⑨)を対象。

V(y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W(y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△1.8%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに产学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 产学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額た支出予定額を計上している。

注) 产学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

大学等名 徳島大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	212,531
経常費用	212,531
業務費	185,302
教育研究経費	13,630
診療経費	48,803
受託研究費等	7,260
役員人件費	655
教員人件費	61,430
職員人件費	53,524
一般管理費	6,608
財務費用	2,593
雑損	0
減価償却費	18,028
臨時損失	0
収入の部	217,848
経常収益	217,848
運営費交付金収益	79,924
授業料収益	21,251
入学金収益	3,219
検定料収益	747
附属病院収益	98,160

受託研究等収益	7, 260
寄附金収益	4, 093
財務収益	0
雑益	892
資産見返負債戻入	2, 302
臨時利益	0
純利益	5, 317
総利益	5, 317

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 德島大学

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	223,717
業務活動による支出	199,357
投資活動による支出	3,702
財務活動による支出	15,743
次期中期目標期間への繰越金	4,915
資金収入	223,717
業務活動による収入	217,646
運営費交付金による収入	81,045
授業料及び入学料検定料による収入	25,970
附属病院収入	98,160
受託研究等収入	7,260
寄附金収入	4,298
その他の収入	913
投資活動による収入	1,061
施設費による収入	1,061
その他の収入	0
財務活動による収入	95
前中期目標期間よりの繰越金	4,915

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。